# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

白山市長

### 公表日

令和5年7月12日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I	基本情報		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		
ш	リスク対策		
IV	7 開示請求、問合せ		
v	評価実施手続		
(			

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険事務	
	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、次の事務を行う。 国民健康被保険者の資格得喪管理、保険給付の支給、保険料の賦課徴収	
②事務の内容	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。  〈オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)〉・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報	
③対象人数	提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。  <選択肢>  「10万人以上30万人未満 1、1,000人以上1万人未満 2、1,000人以上1万人未満 3、1万人以上10万人未満 3、10万人以上10万人未満 3、10万人以上10万人从上10万人以上10万人以上10万人从上10万人以10万人以10万人以10万人以10万人以10万人以10万人以10万人以	
©/12/7/3A	1	
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	COUS住民記録情報システム	
②システムの機能	<資格管理> 資格得喪に係る情報の登録 <証交付> 証の交付及び交付の記録	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [〇]庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム	
③他のクス / ムとの接続	[O] 宛名システム等 [O] 税務システム	
	[ ]その他 ( )	
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	福祉給付システム	
②システムの機能	<保険給付支給> 高額療養費、療養費、葬祭費、出産育児一時金の支給に係るデータ作成	
	[O]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム	
②州のシフニノトの地生	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[O]宛名システム等 [ ]税務システム	
	[ ]その他 ( )	

システム3		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	<ul> <li>1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名 番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務 システム及び中間サーバーに対し返却する。</li> <li>2 宛名情報等管理機能 番号管理システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</li> <li>3 中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。</li> <li>4 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。</li> </ul>	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
(回じのラスケムとの)女机	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ 〇 ] その他 ( 中間サーバー )	
システム4		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、番号管理システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 6 情報提供データベース管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム [ ] その他 ( )	

システム5	
①システムの名称	国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー 群と、市町に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報の送信 市の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信 県内の市町間を転居した場合、転出市町と転入市町の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出 市の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入市町から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定 転入地市町が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町から転入市町へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町高額該当情報データ)を作成し、転入市町の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村の国保険者異動情報を送信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ]宛名システム等</li><li>[ ]税務システム</li><li>[ ]その他 ( )</li></ul>

システム6~10		
システム6		
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等	
②システムの機能	医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度機断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能)という。を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報選携プラットフォームに係る仲間サーバー(自治体中間サーバー)を力、同医療保険者等向け中間サーバー等では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 「医療保険者等向け中間サーバー学では、情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 「医療保険者等のが、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号を開いないたの意味を受し、全委氏区画し登録する。 ・連用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (1) 資格履歴管理事務に係る機能(1) 対とが資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護する。と選供事務に係る機能 (1) 機関別符号取得(※2)(評価対象外)・・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求予ィルと生成し、情報提供・アンリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムを機関が高くシステムの自動処理により、符号取得要求るで、情報提供を表別で、対していたの情報と扱けではおける情報連携ブラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)と経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ・ラと経由して情報提供ネットワークシステムと接続するに、とは支払基金が特定個人情報保護評価を実施するために使用する情報(個人番号は含まない、)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・・市区町村国保による情報と機様の表別・では、対域に関係では、対域に関策を表別を開始では、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域に	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ] 別の名システム等</li><li>[ ] 税務システム</li></ul>	
	[ ] その他 ( )	

システム7		
①システムの名称	国保事務処理標準システム	
②システムの機能	< 資格管理> 資格得喪に係る情報の登録 < 証交付> 証の交付及び交付の記録 < 保険給付支給> 高額療養費、療養費、葬祭費、出産育児一時金の支給に係るデータ作成 < 保険税賦課> 保険税の賦課情報の登録	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [〇]庁内連携システム	
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	【 ○ 】宛名システム等	
	[ ]その他 ( )	
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル:	名	
国民健康保険ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(42、43、44、45の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
6. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課	
②所属長の役職名	課長	
7. 他の評価実施機関		

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファ	イル	
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢> (選択肢> 1)システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人	人の範囲 ※	白山市国民健康保険被保険者及び被保険者であった者
その必	必要性	資格得喪管理、保険給付の支給及び保険料賦課徴収情報の照会提供において、被保険者及び被保 険者であった者の情報が必要。
④記録される項目	■	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>
主な記	· 2録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [ ○ ] 個人番号</li></ul>
その妥	当性	本人確認情報、保険給付額を算定するための所得情報及び保険料賦課徴収情報として、必要な記録である。
全ての	記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月1日
⑥事務担当部署		健康福祉部保険年金課

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用			
			[〇]本人又は本人の代理人	
①入手元 ※			[〇]評価実施機関内の他部署 (	)
			[ ]行政機関・独立行政法人等 (	)
<b>①入于</b> 兀	: <b>:</b> ::		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (	)
			[ ]民間事業者 ( )	)
			[〇]その他 (石川県国民健康保険団体連合会)	)
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ	IJ
②入手方	-:±		[ ]電子メール [ 〇 ] 専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム	
②八十万	) <i>i</i>		[〇]情報提供ネットワークシステム	
			[ ]その他( )	)
③使用目	的 ※		資格得喪管理、保険給付の支給及び保険料賦課徴収を行うため。	
<i>О</i> #По		使用部署	健康福祉部保険年金課 美川支所市民福祉課、鶴来支所市民福祉課、河内市民サービスセンター サービス課、吉野谷市民サービスセンター市民サービス課、鳥越市民サービスセンター市民サービ 課、尾口市民サービスセンター市民サービス課及び白峰市民サービスセンター市民サービス課	
④使用の		吏用者数	<選択肢>	
⑤使用方法			白山市国民健康保険被保険者資格の有無、保険給付額の算定、一部負担金割合及び窓口負担 算定の情報として使用。	額の
情報の突合		突合	被保険者証記号番号若しくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。	
⑥使用開始日			平成27年10月1日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(選択肢>         (要託する)       (選択肢>         (要託する)       (要託しない)	
		( 3)件	
委託事項1		システムのオペレーション業務委託	
①委詞	托内容	被保険者証及び高齢受給者証作成、被保険者数及び被保険者世帯数に関する統計帳票作成、資格 管理及び保険給付の支給に関する収入所得情報データ作成及び国庫補助金申請資料の作成	
②委請	託先における取扱者数	<選択肢>	
③委詰	托先名	株式会社石川コンピュータ・センター	
审	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	書面により承諾	
	⑥再委託事項	被保険者証及び高齢受給者証の作成	
委託	事項2~5		
委託	事項2	レセプト点検業務委託	
①委詞	托内容	資格点検	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委詞	托先名	株式会社オークス	
-	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再 委 託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託	事項3	国民健康保険業務委託	
①委託内容		審査支払業務、共同電算処理業務、第三者行為求償業務、海外療養費不正請求対策業務、無資格受診者等に係る医療給付費等精算業務及び国保データベースシステム帳票データ作成業務、資格継続業務・高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町保険者事務共同処理業務 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会	
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑤再委託の許諾方法	書面により承諾	
	⑥再委託事項	海外療養費の不正請求調査、資格継続業務・高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保 集約)システムに関する運用業務	

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委詰	<b>毛先名</b>	石川県国保連合会 (石川県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の石川県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用·保守業務」を含む)

委託事項5	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数	<選択肢> 「 50人以上100人未満
③委託先名	支払基金
④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託の許諾方法	要託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・	多転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 1 ) 件					
IZENC 1974407 FI MIC	[ ] 行っていない					
提供先1	番号法別表第2に定める情報照会者(別紙参照。27件)					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2(別紙参照)					
②提供先における用途	番号法別表第2に定める事務(別紙参照)					
③提供する情報	番号法別表第2に定める特定個人情報のうち医療保険給付関係情報及び関連法令による医療に関する給付の支給関係情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	白山市国民健康保険被保険者及び被保険者であった者					
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線					
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
◎徒屄刀¼	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙					
	[ ] その他 (					
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の依頼を受ける都度					
提供先2~5						
提供先6~10						
提供先11~15	提供先11~15					
提供先16~20						

移転先1	総務部納税課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項並びに第19条第8号及び別表第2の27の項					
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの					
③移転する情報	資格得喪及び証の交付に関する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	白山市国民健康保険被保険者及び被保険者であった者					
	[ <b>〇</b> ] 庁内連携システム [ ] 専用線					
<b>⑥移転方法</b>	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
<b>₩</b> 19 <del>1</del> 2717 <u>A</u>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	常時					
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15	多転先11~15					
移転先16~20						
6. 特定個人情報の保管・	消去					
保管場所 ※	開庁時以外は施錠している庁舎内。開庁時は在席職員により情報漏えい防止管理。閉庁時は職員の 立会時以外、職員以外の者の入室不可。					
7. 備考						

### (別添1)特定個人情報ファイル記録項目

#### 1 被保険者資格得喪及び収入所得記録情報

記号番号 世帯番号 現住所 世帯主名 得喪状況 世帯区分 世帯種別 証区分 世帯人数 世帯取得日 世帯喪失日 被保険者証交付日 同有効期限 転入前住所 転出前住所 氏名 性 続柄 生年月日 年齢 整理番号 取得異動日 取得届出日 取得事由喪失異動日 喪失事由 旧市町村区分 続柄記載順位 被扶加入区分 退該事由 退職該当異動日 退職該当届出日退非事由 退職非該異動日 退職非該届出日 退職本人整理番号 年金制度 年金種類 2号取得事由 2号取得異動日 2号取得届出日 2号喪失事由 2号喪失異動日 2号喪失届出日 学遠設定日 学遠解除日 卒業予定日 更新場所 老人設定日 受給者番号 被保険者証抹消日 国保加入日 退職加入日 資格者証得喪 短期被保険者証有効期限 同開始日 同終了日 住民登録区分介護2号適用除外施設 同入所年月日 同退所年月日 証の種類区分 限度額適用区分及び一部負担金割合適用区分 特定疾病名保険証の種類 証交付理由 証交付日 証発効日 証回収理由 証回収日 証有効期限 長期入院該当日 証発行回収記録更新年月日 証券行回収記録更新場所 課税状況 基準収入額適用申請日 年少扶養控除調整控除有無 存在区分 世帯員区分

#### 2 保険給付支給記録情報

個人番号 世帯番号 カナ氏名 氏名 生年月日 年齢 性別 地区 郵便番号 住所 方書 電話番号 続柄 住民となった異動日 住民となった除異動日 送付先氏名 同町内会 同郵便番号 同住所 同方書 医療保険開始日 保険種別 保険分類 記号番号 ロ 座振込対象者名 口座開始日 金融機関コード 金融機関名 口座種別 口座番号 口座力ナ名義人 口座漢字名義人 高額療養費 支払区分 医療機関名 診療科 診療年月 入外区分 給付割合 医療費 窓口徴収額 今回支給額 支給日 申請日 処理日 世帯 員番号 医療機関CD 公費1法別金額 公費2法別金額 医療費\_公費1金額 医療費\_公費2金額 保険者負担額 公費1負担額 公 費2負担額 公費負担額 県単 薬剤一部負担金 任意給付額 窓口徴収額単独 窓口徴収額公費1 窓口徴収額公費2 現物給付 額 単独 現物給付額 公費1 現物給付額 公費2 現物給付額 合算対象 現物給付額 県単 変更項目 変更事由 外来限度額 外来 支給額 外来適用後負担額 世帯支給額 世帯支給額 県単 レセ支給額 レセ支給額 県単 世帯限度額 高額所得区分 世帯所得 区分 高額療養費 退職区分 診療日数 取込年月 県単調整額 申請書連番 振込日 診療開始日 保険点数 決定助成額 保険適 用外金額 世帯負担区分 前期高齢者負担区分 決定額 診療期間 申請件数 入院区分 課税世帯区分 レセプト区分 申請状態区 分 振替区分 税充当額 一部負担額 自己負担限度額 高額算出額 高齢所得区分 高齢医療費 高齢 外来支給額 高齢 外来適 用後負担額 高齡\_外来任意給付額 高齡\_入院負担額 高齡\_入院任意給付額 高齡\_現物給付額 高齡\_世帯限度額 高齡\_世帯支給 額 若人医療費 高額療養費 償還額 県単調整額 調整額 調整額 県単 世帯所得区分 世帯若人負担額 世帯 若人負担額 県単 世帯\_若人任意給付額 世帯\_高齢負担額 世帯\_高齢任意給付額 世帯\_現物給付額\_単独 世帯\_現物給付額\_県単 世帯\_世帯限度額 世帯\_世帯支給額 世帯\_世帯支給額,若人 世帯合算該当年月1 世帯合算該当年月2 世帯合算該当年月3 世帯\_世帯支給額,高齢 レセプト全国共通キー 診療終了日 その他調整額 振替区分 レセプト取込日 旧被保険者証記号 旧被保険者証番号 世帯主名 対象者氏名 存在区分 他医療費助成制度適用区分 滞納区分 受給者番号 診療実日数 療養区分 補装具区分 公費割合 長期 入院区分 傷病名 保険の不支給理由 内訳 総医療費 保険給付金額 付加給付金額 一部負担額 療養費支給決定額 更新日時 事務手数料 データ区分 本人家族入院外来区分 支給年月 種類 食事区分 公費区分 医療費 一部負担金 金額 傷病コード 支給期間(自) 支給期間(至) 特定疾病区分 低所得者 I 区分 低所得者 II 区分 3月超区分 指定公費額 過誤再審査コード

### 3 保険料賦課徴収記録情報

氏名 フリガナ 整理番号 住所 医療分滞納額 介護分滞納額 滞納額合計 医療分納付額 介護分納付額 納付額合計 医療分残額 介護分残額 残額合計 平成15年度滞納繰越額医療分第1期~第6期分及び合計 平成15年度滞納繰越額介護分第1期~第6期及び合計 平成15年度滞納繰越額合計第1期~第6期分及び合計 平成15年度法定納期限 平成15年度滞納繰越額4月~3月収納分 同医療分 同介護分 平成15年度第1期~第6期別残額 平成15年度末残額 平成16年度滞納繰越額医療分第1期~第6期分及び合計 平成16年度滞納繰越額介護分第1期~第6期分及び合計 平成16年度滞納繰越額合計第1期~第6期分及び合計 平成16年度法定納期限 平成16年度滞納繰越額4月~3月収納分 同医療分 同介護分 平成16年度第1期~第6期別残額 平成16年度末残額

- 4 「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、 以下の項目を追加する。
- ・被保険者証記号番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- 券面記載の被保険者証記号番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

届出書及び申請書の記入欄以外の情報は記入しない。

不必要な書類を受理しない。

目的外情報は記録しない。

リスクに対する措置の内容

国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことに よって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。また、国保総合PCに配信される データの入手元は国保連合会に限られており、かつ、あらかじめ指定された定義のデータが配信される ため、必要な情報以外を入手することはない。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

COUS住民記録情報システムのアクセス制限 福祉給付システムのアクセス制限 リスクに対する措置の内容 国保総合(国保集約)システムのデータ抽出機能(\*)非搭載 \*CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイル出力する機能 <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている リスクへの対策は十分か

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーサ	ユーザ認証の管理       [ 行っている ]       <選択肢>         1) 行っている       2) 行っていない						
	具体的な管理方法	ログイン名、パスワード入力により、権限付与されているシステム機能のみ使用可能。 画面に個人番号非表示(国保総合PC)。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。					
その作	その他の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 窓口使用端末ディスプレイにセキュリティフィルターを取り付け。
- 各担当使用端末のスクリーンセーバー使用及びスクリーンセーバー解除時のパスワード入力。
- 顔認証システムの導入。
- 離席時のログアウト(国保総合PC)

4. 特	<b>詩定個人情報ファイル</b> (	の取扱いの委託	[ ]委託しない
リスク	7: 委託先における不正	な使用等のリスク	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[ 定めている ] <選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	規定の内容	特定個人情報に限らず、業務を行う上で知り得た秘密の保持規定を	設けている。
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託にあたっては、書面での承諾を行い、必要に応じて、個人情にか、委託契約において、契約違反により契約の目的を達することで金、損害賠償を規定。  <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務が、医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラ実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC2701していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるこ・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利力針」等による各種条件を満たしていること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ができない場合の契約解除、違約 なび機関別符号取得等事務> 業者が保有・ 5ウド事業者が 30。 8の認証を取得 と 川に係る基本 い場合、 ルを理解し、 キュリティ ケーション
その作	也の措置の内容		
リスク	<b>?</b> への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### <取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した 資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関 別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特 定個人情報保護評価を実施している。

#### ]提供・移転しない 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 定めている ] [ 1) 定めている 2) 定めていない に関するルール ルールの内容及び 番号法に基づく特定個人情報の提供及び移転が必要な際は、データ利用の申請をしてもらい、審査 ルール遵守の確認方 の結果、承認されたものについてのみデータの提供及び移転を行っている。 法 その他の措置の内容 システムにIDを付与し、アクセスを制限している。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・ 特定個人情報を含む個人情報の提供は、情報提供依頼の根拠法令を確認し、行う。

6. 情	<b>青報提供ネットワークシ</b>	ノステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)			
リスク	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容	IDの付与によるシステムへのアクセスの	制限				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク	2: 不正な提供が行われ	1るJスク					
リスク	に対する措置の内容	IDの付与によるシステムへのアクセスの	制限				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
情報技	是供ネットワークシステム	」との接続に伴うその他のリスク及びその	リスクに対する措置				
7. 糇	持定個人情報の保管・	消去					
リスク	': 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク					
①事ä 周知	故発生時手順の策定・	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている			
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 「大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし			
	その内容						
	再発防止策の内容						
その作	也の措置の内容		7.85.11.0± \				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
特定個人情報は開庁時以外は施錠されている庁舎内で保管。開庁時は在席職員により、情報漏えい防止管理。開庁時は職員の立会時以外、職員以外の者の入室不可。データ消去は保管と同じ環境にて行うほか、紙媒体の廃棄は直接、処分場に搬入して行う。							
•支払 資格情	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した 資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関 別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特 定個人情報保護評価を実施している。						

8. 監査				
実施の有無	[〇]自己点検	[ 〇 ] 内部監査	[ ]外部監査	
9. 従業者に対する教育・程	<b>啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	」 <選択肢> 1)特に力を. 3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない	
具体的な方法	・ 職員には、個人情報の適切: ・ 職員が違反行為を行った場 ・ 委託業者には、委託契約に 必要に応じ、従事者より、個人	合は、程度により、懲戒 おいて秘密保持義務、遠	の対象となる。 韋反時の違約金及び損害賠償を規定する	ほか、
10. その他のリスク対策				

## Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510				
②請求方法	白山市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示、訂正及び利用停止の請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先	白山市健康福祉部保険年金課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目一番地 電話番号 076-274-9528				
②対応方法	特定個人情報に関する関係法令、白山市例規により対応する。				

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月22日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月25日	I 5 ②所属長	森 裕志	黒田 治伸	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 4 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(30の項)	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	②法令上の根拠	第26条 (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(42、43、44、45の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日			番号法別表第2に定める情報照会者(別紙参照。27件)	事後	事前通知事項に当たらないた め

平成29年4月1日	(別紙)	提供先(情報照会者): 都道府県知事 法令上の根拠(番号法別表第2の項番): 提供先における用途(事務): 児童福祉法 小児慢性特定疾病医療費の支給に関す であって主務省令で定めるもの	まによる 事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年5月1日	I 2 システム5 ①システムの名称	次期国保総合システム及び国保情報集終 テム(以下「国保総合(国保集約)システム (*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国係 会に設置される国保総合(国保集約)システムは、国係 会に設置される国保総合(国保集約)システムは、国係 会に設置される国保総合PCで構 れる。	ス ステム ・ 事前	
平成29年5月1日	I 2 システム5 ①システムの機能	1. 資格継続業務 (1) 被保険者異動情報の送信 市の国保総合PCのファイル転送機能名 て、被保険者資格異動に関するデータを 国保連 合会へ送信する。 (2) 被保険者情報の受信 県内の市町間を転居した場合、転出市 入市町の適用終了日(転出)と適用開始 入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月 引き継ぎを行い、該当市町の国保総合P保険者資格データを配信する。  2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1) 継続候補世帯の抽出 市の国保総合PCのオンライン処理機関いて、世帯継続性の容認に関するデータ市町から国保連合会へ送信する。 (2) 継続世帯の確定 転入地市町が世帯継続性を認めた場合は、転出地市町が一等継続性を認めた場合は、転出地市町から転入市町へ高額該当を引き継ぐためのデータ(転出地市町高額 情報データ)を作成し、転入市町の国保線へ当該データを配信する。	市から町田の板を転回の被事前でを転に情該をを転に情該といる。	

平成29年5月1日	II 3 ①入手元	[ ]その他	[〇]その他 石川県国民健康保険団体連合会	事前	
平成29年5月1日	II 3 ②入手方法	[]専用線	[〇]専用線	事前	
平成29年5月1日	II 4 委託事項3 ①委託内容	審査支払業務、共同電算処理業務、第三者行 為求償業務、海外療養費不正請求対策業務、 無資格受診者等に係る医療給付費等精算業務 及び国保データベースシステム帳票データ作成 業務	審査支払業務、共同電算処理業務、第三者行為求償業務、海外療養費不正請求対策業務、無資格受診者等に係る医療給付費等精算業務及び国保データベースシステム帳票データ作成業務、資格継続業務・高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町保険者事務共同処理業務	事前	
平成29年5月1日	II 4 委託事項3 ⑥再委託事項	海外療養費の不正請求調査	海外療養費の不正請求調査、資格継続業務・ 高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保 総合(国保集約)システムに関する運用業務	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年5月1日	II 5 移転先1	企画財政部納税課	総務部納税課	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年5月1日	Ⅲ 2 リスクに対する措置の内容	・ 届出書及び申請書の記入欄以外の情報は 記入しない。 ・ 不必要な書類を受理しない。 ・ 目的外情報は記録しない。	・届出書及び申請書の記入欄以外の情報は記入しない。 ・不必要な書類を受理しない。 ・目的外情報は記録しない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。また、国保総合PCに配信されるデータの入手元は国保連合会に限られており、かつ、あらかじめ指定された定義のデータが配信されるため、必要な情報以外を入手することはない。	事前	

平成29年5月1日	Ⅲ 3 リスクに対する措置の内容	・ COUS住民記録情報システムのアクセス制限・ 福祉給付システムのアクセス制限	・ COUS住民記録情報システムのアクセス制限 ・ 福祉給付システムのアクセス制限 ・ 国保総合(国保集約)システムのデータ抽出 機能(*)非搭載 * CSV等のデータ形式で国保総合PC上の ハードディスク等にファイル出力する機能	事前	
平成29年5月1日		・窓口使用端末ディスプレイにセキュリティフィルターを取り付け。 ・各担当使用端末のスクリーンセーバー使用 及びスクリーンセーバー解除時のパスワード入力。	・窓口使用端末ディスプレイにセキュリティフィルターを取り付け。 ・各担当使用端末のスクリーンセーバー使用及びスクリーンセーバー解除時のパスワード入力。 ・顔認証システムの導入。 ・離席時のログアウト(国保総合PC)	事前	
令和1年6月27日	I 2 システム5 ①システムの名称		国保総合システム及び国保情報集約システム (以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町に設置される国保総合PCで構成される。	事後	事前通知事項に当たらないた め
令和1年6月27日	I 6 ②所属長の役職名	黒田 治伸	課長	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	II 4 委託事項2 ③委託先名	株式会社ニチイ学館	株式会社オークス	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	Ⅲ 8 実施の有無	[〇]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[〇]自己点検 [〇]内部監査 [ ]外部監査	事後	事前通知事項に当たらないため

令和2年11月30日	I 1 ②事務の内容	基づき、次の事務を行う。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、次の事務を行う。 国民健康被保険者の資格得喪管理、保険給付の支給、保険料の賦課徴収 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の展集をは整理に関する事務」及び「被保険務」をされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に「国保連合会(以下「支払基金」という。)」に以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定がきる」という。)に委託することができる旨の規定がまる、という。)に委託することができる旨の規定がまる、という。)に委託することができる旨の規定がまる。という。)に委託することができる旨の規定がまる。という。)に委託することができる旨の規定に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部を提供にいて共富を受けた国民健康保険会(以下「国保中央会」という。)が、医療保度者等の取得、及び一等の運営を共同して大きの取得、という。)が、医療保度者等のでは、以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保度者等のでは、以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等のでは、以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等のできる旨を対している。となるは、以下、取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等のできる旨を対している。といる。といるには、ないのできないる。といるには、ないのできないる。といるには、ないのできないる。といるには、ないのできないる。といるには、ないのできないる。といるには、ないのできないる。といるには、ないるといるには、ないるといるには、ないるといるには、ないるといるには、ないるといるには、ないるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	事前	
	(同上)		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		

令和2年11月30日	I 2 システム5 ②システムの機能 3	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関する。(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信オンライン資格確認等システムで被保険者異動情報を利用するため、国保連を報に関するデータを医療保険者等の人国保連を制した被保険者異動情報を指した被保険者異動情報を制力を接続とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイル転送機能と、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	事前	
令和2年11月30日	】 2 システム6 ①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

令和2年11月30日	I 2 システム6 ②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システムを通じて機構保存本人確認事務に係る機能のして機能の表情を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携ブラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理(評価対象)・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。	事前	
------------	-----------------------------	---	----	--

·	
	( ii )オンライン資格確認等システムへの資格情
	報の提供(個人番号を用いないため評価対象
	外)
	・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンラ
	イン資格確認等システムに提供する。
	情報保護評価を実施するため当評価の対象
	外。
	【2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報 】
	照会・提供事務に係る機能
	( i )機関別符号取得(※2)(評価対象外)
	・医療保険者等からの符号取得要求を受領
	といっという
	ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送す
	・支払基金職員が情報提供サーバーアプリ
	ケーションを操作することで、情報提供ネット
	ワークシステムから機関別符号を取得し、機関
(同上)	別符号ファイルに格納する。(ii)情報照会及
	び(jii)情報提供(副本情報)(実施しないため評
	(面对象外)
	・市区町村国保による情報提供(副本情報)
	は、「地方公共団体における情報連携プラット
	フォームに係る中間サーバー(自治体中間サー
	バー)」を経由して情報提供ネットワークシステム
	と接続するため、医療保険者等向け中間サー
	バー等では行わない。
	(iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで
	管理している情報と紐付けるために使用する情
	報の提供)(※2)(評価対象外)・マイナポータル
	からの自己情報開示の求めを受け付け、システ
	ムの自動処理により、運用支援環境において被
	保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオン
	「
	と紐付けるために使用する情報(個人番号は含し
	これがいるために使用する情報(個人番号は3   まない。)を提供する。
	※2 当該機能については支払基金が特定個人
	情報保護評価を実施するため当評価の対象
	外。 (0) + 1 Tro=3 市 致 1- 15 7 1% 4%
	(3)本人確認事務に係る機能
	(i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実
(同上)	施しないため評価対象外)
[ `` <i>;</i> —′	・市区町村国保による情報提供(副本情報)
	は、「地方公共団体における情報連携プラット
	フォームに係る中間サーバー(自治体中間サー
	バー)」を経由して情報提供ネットワークシステム
	と接続するため、医療保険者等向け中間サー
	バー等では行わない。

令和2年11月30日	I 4 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(30の項)	番号法第9条第1項 別表第一の30の項番号法第9条第2項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条  〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年11月30日	I 5 法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(42、43、44、45の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年)	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(42、43、44、45の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備業として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項3 ①委託内容	為求償業務、海外療養費不正請求対策業務、 無資格受診者等に係る医療給付費等精算業務 及び国保データベースシステム帳票データ作成 業務、資格継続業務・高額該当回数の引き継ぎ		事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	

令和2年11月30日	II 4 委託事項4 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	
	II 4 委託事項4 ②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ]	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項4 ③委託先名	石川県国保連合会 (石川県国保連合会は、国保中央会に再委託す る)	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項4 ④再委託の有無	[ 再委託する ]	事前	

令和2年11月30日	II 4 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	委託先の石川県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールにの認証及びISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの記証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でデータ保管を条件としていることが確認できること・クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解しているから上のレイヤーに対して、システム構築上および事業者が提示する責任共有モデルを理解しているよりまで、アブリケーション対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化to/をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項4 ⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項5	医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号取得等事務	事前	

令和2年11月30日	II 4 委託事項5 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	
	II 4 委託事項5 ②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ]	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項5 ③委託先名	支払基金	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項5 ④再委託の有無	[ 再委託する ]	事前	

令和2年11月30日	委託事項5 ⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る履行体制図(委託先による再委託申請及び再委託に「然る履行体制図(委託先による再委託申請及び再委託た「対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する「再委託をが」で「再委託を方」で「再委託を対している」を「表し、力ラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者は、次を満たすものとする。「ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27017以はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム精築上および運用上のレイヤーに対して、システム精築上および運用上のレイヤーに対して、システム精築上および運用上のカードで、計画を開発した。	事前	
令和2年11月30日	II 4 委託事項5 ⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	

令和2年11月30日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目 4	4「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。 ・被保険者証記号番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)・券面記載の低名(漢字)・券面記載の氏名(漢字)・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名・被保険者証裏面への性別記載の有無・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事前	
令和2年11月30日	I ⁻⊀	ログイン名、パスワード入力により、権限付与されているシステム機能のみ使用可能。 画面に個人番号非表示(国保総合PC)。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は 使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	

令和2年11月30日	Ⅲ 4 リスク: 委託先における不正な 使用等のリスク 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	再委託にあたっては、書面での承諾を行い、必要に応じて、個人情報の提供にも書面での承諾を行うほか、委託契約において、契約違反により契約の目的を達することができない場合の契約解除、違約金、損害賠償を規定。	再委託にあたっては、書面での承諾を行い、必要に応じて、個人情報の提供にも書面での承諾を行うほか、委託契約において、契約違反により契約の目的を達することができない場合の契約解除、違約金、損害賠償を規定。 〈医療保険者等向け中間サーバー等の運用を行る資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事業者が保有・キュリティをで設置場所のセキュリなるを、1SO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの記と・セキュリティを調査が適切に実施されていることが確認できる。・1SO/IEC27018の認証を取得していることが確認できること・セキュリティを多にといることが確認できること・・上記のほか、「政府情報システムにおけることが確認できること・・上記のほか、「政府情報システムにおけることが確認できること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるによりできることが正常できること・連用支援環境を、クラウド事業者が提示するにおけるによるを種条件を満たしていることが確認できること・・運用支援環境を、クラウド事業者が提示するにおけて、のSから上のレイーュリティ(OSウラウド事業者が提示するにおけて、のSがよのサービスのよび運用上のであると。・で、当はできること。をといきにのように確保したかを書面にて示した上きに、許諾を得ること。	事前	
令和2年11月30日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する 措置		〈取りまとめ機関における措置〉・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	

令和2年11月30日	Ⅲ 7 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	特定個人情報は開庁時以外は施錠されている 庁舎内で保管。開庁時は在席職員により、情報 漏えい防止管理。開庁時は職員の立会時以 外、職員以外の者の入室不可。データ消去は 保管と同じ環境にて行うほか、紙媒体の廃棄は 直接、処分場に搬入して行う。	特定個人情報は開庁時以外は施錠されている 庁舎内で保管。開庁時は在席職員により、情報 漏えい防止管理。開庁時は確職員の立会時以 外、職員以外の者の入室不可。データ消去は 保管と同じ環境にて行うほか、紙媒体の廃棄は 直接、処分場に搬入して行う。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー 等における資格履歴管理事務」のうち「運用支 援環境において、委託区画から取得した資格情 報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業 務」及び「情報提供事務」のうち「機関別符号取 得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認 等システムで管理している情報と紐付けるため に使用する情報の提供)」の特定個人情報保護 評価を実施している。	事前	
令和3年12月22日	V 1 ①実施日	平成27年3月25日	令和3年12月22日	事後	重要な変更に当たらないため。
令和3年12月27日	I 5 ②法令上の根拠	律第27号)第19条第7号及び別表第二(42、43、44、45の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、3	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(42、43、44、45の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	事後	法令改正等のよる変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和3年12月27日	II 5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2(別紙参照)	番号法第19条第8号及び別表第2(別紙参照)	事後	法令改正等による変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和3年12月27日	II 5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項並 びに第19条第7号及び別表第2の27の項	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項並 びに第19条第8号及び別表第2の27の項	事後	法令改正等による変更であるため、重要な変更に当たらない。

			1	
I 2 システム7 ①システムの名称		国保事務処理標準システム	事後	事前通知事項に当たらないため
I 2 システム7 ②システムの機能		<資格管理> 資格管理> 資格得喪に係る情報の登録 <証交付> 証の交付及び交付の記録 <保険給付支給> 高額療養費、療養費、葬祭費、出産育児一時金 の支給に係るデータ作成 <保険税賦課> 保険税の賦課情報の登録	事後	事前通知事項に当たらないため
I 2 システム7 ③他のシステムとの接続		[ ○ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ]庁内連携システム [ ○ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ]既存住民基本台帳システム [ ○ ]宛名システム等 [ ○ ]税務システム [ ○ ]その他(	事後	事前通知事項に当たらないため
	2 システム7 ①システムの名称 I 2 システム7 ②システムの機能 I 2 システム7	2 システム7 ①システムの名称 I 2 システム7 ②システムの機能 I 2 システム7	2 システム7 (1)システムの名称	2       システム7         ①システムの名称